



# かつの土地改良区だより



末広小学校田んぼアートを囲む子供達をドローンで撮影！（H29.8.20）



・田植え後2週間目



・6週間目のアート



・ドローンで撮った映像に夢中

平成29年5月31日、今年も末広小学校で「田んぼアート」のお手伝いをしました。

平成29年10月発行

水土里ネットかつの

かつの土地改良区

〒018-5201

秋田県鹿角市花輪字荒田4-1 鹿角市山村開発センター内

TEL0186-23-3762 FAX0186-23-8378

mail: midori-net.kaduno@lily.ocn.ne.jp

《平成29年10月1日現在の状況》 組合員数：2,099名 賦課面積：1,709ha（田1,678ha、畑31ha）

# 平成 29 年度 臨 時 総 代 会 開 催

～総代会とは、かつの土地改良区の運営を決定する最高議決機関です～

平成 29 年 7 月 9 日（日）午前 9 時 30 分より、鹿角市山村開発センター視聴覚ホールにおいて平成 29 年度臨時総代会が開催されました。

総代会はまず、小舘副理事長の開会宣言に始まり、次いで田口理事長の挨拶があり、議長に間瀬川地区の安佐一総代が選任され、平成 28 年度決算及び平成 29 年度補正予算など 19 議案が上程され、慎重審議の結果全て原案どおり可決されました。

【出席者数】 総代 58 名中（定数 60 名中欠員 2 名）、44 名出席（出席率 75.8%）

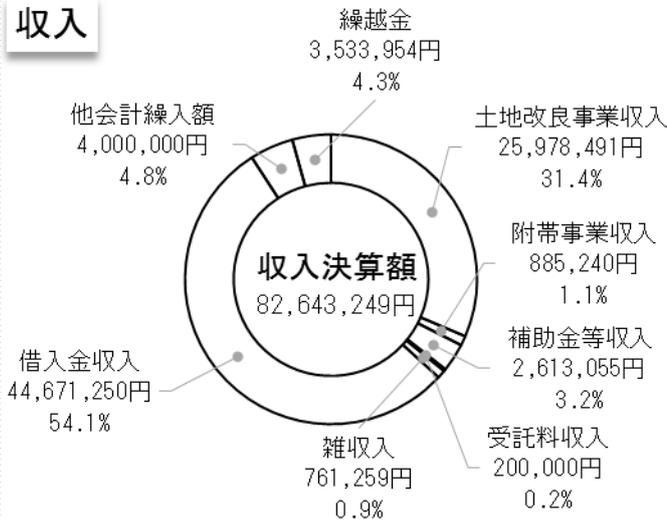
## 【主な議決事項】

### ○平成 28 年度一般会計決算及び財産目録の承認

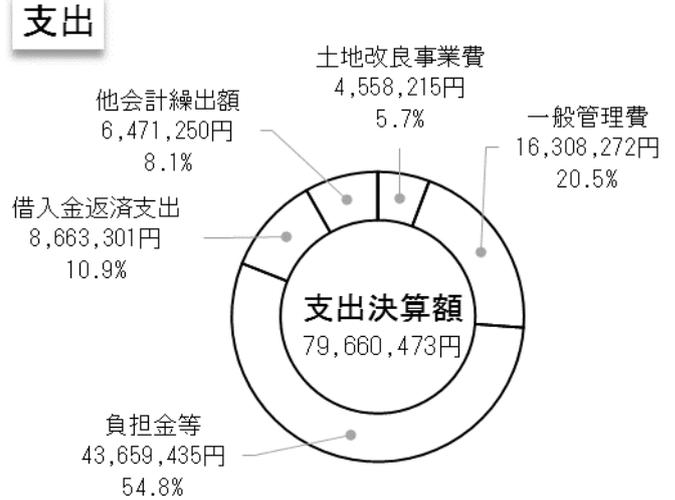
事業については平成 28 年度一年間における活動について報告し承認されております。平成 28 年度一般会計決算及び財産目録については下表のとおり承認されました。

#### 【一般会計決算】

### 収入



### 支出



一般会計収入支出差引残金 2,982,776 円 次年度へ繰越

#### 【財産目録】

資 産		負 債	
○流動資産（預金等）	5,337,904	○長期借入金	115,951,250
○特定資産（財政調整基金）	15,178,053	花輪県ほ区債借入金	(44,768,000)
○ // （出資金）	1,554,124	高屋県ほ区債借入金	(18,978,000)
○基本財産積立金	17,464,840	錦木地区戦略借入金	(984,000)
		末広地区経営体育成	(47,554,000)
		永田地区地下かんがい	(2,854,250)
		大久保地区地下かんがい	(813,000)
合 計	39,534,921	合 計	115,951,250

※長期借入金については、関係組合員負担分です。

### ○平成 29 年度一般会計補正予算の議決

収入の部では、土地改良事業収入の特別賦課金 57,000 円の増額補正で 26,437,000 円の補正後予算額、雑収入 120,000 円の増額補正で 1,019,000 円の補正後予算額、繰越金 1,182,776 円の増額補正で 2,982,776 円の補正後予算額とし、収入補正予算額合計 108,580,776 円。

支出の部では、土地改良事業費 120,000 円の増額補正で 5,903,000 円の補正後予算額、一般管理費 88,000 円の増額補正で 18,256,000 円の補正後予算額、借入金返済支出 57,000 円の増額補正で 8,360,000 円の補正後予算額、予備費 1,094,776 円の増額補正で 1,207,776 円の補正後予算額とし、支出補正予算額合計 108,580,776 円。

以上、平成 29 年度一般会計補正予算は議決されました。

## 《平成29年度 中間財務報告》

本土地改良区の財務状況を知っていただくため、下表のとおり平成29年度の4月1日から8月31日までの一般会計収支予算の執行状況並びに財務に関する事項を公表致します。

【平成29年度 一般会計予算の執行状況】

平成29年8月31日現在

収入予算科目	予算額 (円)	収入額 (円)	収入率 (%)	支出予算科目	予算額 (円)	執行額 (円)	執行率 (%)
土地改良事業収入	26,437,000	0	0.0	土地改良事業費	5,903,000	132,400	2.2
附帯事業収入	925,000	700,120	75.6	一般管理費	18,256,000	6,597,571	36.1
補助金等収入	2,630,000	0	0.0	負担金等	69,505,000	0	0.0
受託料収入	200,000	200,000	100.0	借入金返済支出	8,360,000	0	0.0
雑収入	1,019,000	302,012	29.6	他会計繰出金	5,349,000	0	0.0
借入金収入	69,387,000	0	0.0	予備費	1,207,776	0	0.0
他会計繰入額	5,000,000	4,000,000	80.0				
繰越金	2,982,776	2,982,776	100.0				
収入合計	108,580,776	8,184,908	7.5	支出合計	108,580,776	6,729,971	6.2
収入支出差引残				1,454,937円			

## 《平成29年度 賦課金徴収について》

賦課徴収の対象経費	賦課基準 (10a 当たり)		
土地改良区の運営に要する経常費	事務費	地区内の田	800円
		地区内の畑	500円
		未広事業地区	300円
		腰廻事業地区	300円
	維持管理費	花輪地区 地区内の農地	200円
		十和田地区 //	500円
		瀬の沢地区 //	500円
		間瀬川地区 //	200円
		未広地区 //	700~1,000円
		借入償還金等	特別
		高屋地区 県営ほ場整備事業	5,622円
		錦木地区 戦略作物生産拡大緊急基盤整備事業	3,684~6,426円
		未広地区 県営ほ場整備事業	22円
		永田地区 地下かんがいシステム導入支援事業	3,274円
		大久保地区 地下かんがいシステム導入支援事業	95円
賦課時期	平成29年10月1日	徴収時期	平成29年11月30日
徴収方法	かつの農業協同組合と委託契約に基づく徴収又は、本土地改良区において直接徴収する事になっております。		

### 【賦課金口座振替について】

当土地改良区では、安全・便利な口座振替契約を推奨していますので、農協口座をお持ちの組合員の方は、『口座振替依頼書』を提出して頂きますと、今後継続して賦課金を指定口座から振替することが出来ます。ご希望の方は、土地改良区までご連絡ください。

かつの土地改良区

TEL0186-23-3762

## 応募してみませんか！

### ① 第18回 美しく豊かな農村づくり写真コンクール

**趣 旨** 農村は、食料生産や地域住民の生活の場のみならず、生き物の命を育み、守り、そして水と緑の自然とのふれあいの場として国民共通の財産です。

秋田県土地改良事業団体連合会（以下「本会」とします。）では、日本の農村地域が持つ豊かな自然や生活環境と、農業農村整備事業に対する理解を更に深める機会とするため、一般（高校生以上）を対象に写真／動画コンクールを開催します。

**応募テーマ** 農村景観、農作業風景（田植え、稲刈り、野菜づくり等）、農村生活（ふれあい農園、朝市、祭り、体験学習、維持管理作業等）、土地改良施設（ため池、堰、頭首工、橋、道路、水路、農村公園等）

**応募〆切** 平成29年12月26日（当日消印有効）

**応募先詳細** 秋田県土地改良事業団体連合会 <http://www.akita-midori.net/>

### ② 「疏水のある風景」写真コンテスト2017

**題 材** 農業用水路などの農業水利施設を含む農村の景観や農業水利施設とともに生きる人々、生活の様子、疏水を活用した地域づくりなど、自由。ただし、作品に疏水が写っていることが条件となります。

※疏水とは、水田や畑地のかんがいに利用する農業用水はもちろん、生活用水等にも活用するため新たに開削された水路。農業水利施設とは、頭首工、水路、パイプラインによるスプリンクラーかんがい、貯水池（ため池は除く）、などの施設をいう。

**応募方法** 平成28年1月以降に撮影した未発表（他のコンテストに応募していないもの）のものとする。四つ切り又は四つ切りワイドサイズのプリントを送付。

**応募〆切** 平成30年1月12日（金）（当日消印有効）

**応募先詳細** 全国水土里ネット（全国土地改良事業団体連合会） <http://www.inakajin.or.jp>

# 土地改良区への届出、忘れていませんか？

～耕作地の移動、組合員資格の変更には届出を～

農業委員会に届出済み、あるいは登記が完了したので、当土地改良区の土地原簿も必然的に訂正されるとお考えの方も多いようですが、土地改良法第43条第1項の資格得喪の通知義務により、組合員の皆様からの届出がない限り、変更前の状態で賦課される事になりますので、ご注意下さい。

農地の権利関係に、右記の様な移動があった場合は、当改良区まで必ずお届けください。  
※賃借等の契約期間満了の場合も届出が必要です。



## 1. 組合員資格得喪通知

- ①生前一括贈与する場合
- ②農業者年金（経営移譲による）を受給する場合
- ③組合員が死亡した場合
- ④売買・賃借権・利用権等で資格が移った場合

## 2. 賦課金の口座振替

口座番号を変更・解約した場合

## 3. 農地転用、地区除外

当土地改良区の地区内にある農地（田）を宅地、道路等の目的に転用する場合は、転用組合員と転用関係者の連名で「農地転用等の通知書」と「地区除外申請書」を提出してください。

## 4. 施設等の他目的使用

各種雑排水・し尿浄化水を放流するとき又は、公共下水道に切り替えるとき。

## 注意！滞納賦課金は新組合員に継承されます。

改良区地区内の農地を売買するとき（競売取得も含む）や、組合員の資格を交替する場合に、その土地に滞納賦課金があると、土地改良法第42条第1項（権利義務の承継及び決済）の規定により、新しくその土地を取得した方に滞納賦課金の支払い義務が生じることになります。

後でトラブルが生じないように、農地の売買等の契約をされる場合は、必ず土地改良区等に滞納賦課金についての確認をしていただき、当事者間で滞納賦課金を清算してから、所有権移転する様にお願いします。

## ノー！作業事故

家族や仲間と声掛け合って！

農作業  
ノー！事故  
ノー！ミス

今日も、  
みんな  
合言葉！



### トラクターによる事故

- ・トラクターが転倒・転落し、投げ出されて機体の下敷きになった。



### 高所で作業中の事故

- ・脚立に登って作業していたところ、転落してしまい頭を打った。



### 耕耘機、草刈機による事故

- ・耕耘機をバックさせ、木と機体の間に挟まれた。
- ・草刈り中、足を滑らせて草刈り機で足を切った。



### 機械への巻き込まれ事故

- ・コンバインで手こぎ作業を行っていたところ、手が巻き込まれた。